

国 都 計 第 9 8 号
平成28年10月1日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長
各施行時特例市の長 殿

国土交通省都市局長

開発許可制度運用指針の改正について

今般、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の一部改正に伴い、開発許可制度運用指針（平成26年8月1日付け国都計第67号国土交通省都市局長通知）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して本指針を周知していただくようお願いする。

なお、開発許可制度運用指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

「I. 個別的事項」について、別紙のとおり改正する。

開発許可制度運用指針 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>I. 個別的事項</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(13) <u>流通業務施設</u></p> <p>具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。</p> <p>① <u>特定流通業務施設</u></p> <p>イ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された<u>物流総合効率化法</u>第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。</p> <p>ロ <u>物流総合効率化法</u>第4条第8項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。</p> <p>② 市街化調整区域における一般貨物自動車運送事業の用に供する施設の取扱い (略)</p> | <p>I. 個別的事項</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(13) <u>特定流通業務施設</u></p> <p>具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。</p> <p>① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された<u>同法</u>第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。</p> <p>② <u>物流総合効率化法</u>第4条第5項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。</p> <p>③ <u>市街化調整区域における特定流通業務施設のうち、</u>一般貨物自動車運送事業の用に供する施設の取扱い (略)</p> |